

非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等による離職を余儀なくされた方は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

■対象者

次の①～③全てにあてはまる方が対象となります。

- ①雇用保険受給資格者証の離職年月日が、平成27年3月31日以降であること
- ②離職日において、65歳未満であること
- ③雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

■適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。
※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、その時点までとなります。

■軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100/100として算定します）

■申請に必要なもの

①雇用保険受給資格者証、②印鑑、③対象者の個人番号がわかるもの（個人番号カード等）、④窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

■申請場所

税務課および各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課 課税第1班 ☎ 0820 (74) 1008

周防大島ふるさと寄附金タイアップ事業者を募集します！

周防大島町では、町の魅力や特産品等を広くPRすることを目的に、町内事業者とタイアップして、「ふるさと寄附金」をされた方へ、返礼品として「地元特産品」をお届けしています。

令和3年度に向け、周防大島町とタイアップして、「地元特産品」を提供していただける事業者を募集します。タイアップ事業者については、ふるさと納税サイトへの返礼品掲載を行います。ぜひ、ご応募ください。



■応募要件

- (1)周防大島町に事業所（工場を含む）がある方
 - (2)周防大島町のPRにつながる商品で、かつ町内で製造、加工、採取、栽培、販売、サービス等がなされている商品（地場産品）を、寄附者に送付していただける企業または個人事業者
 - (3)周防大島町税の滞納がないこと
 - (4)代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと
- ※詳しくは、町ホームページをご確認ください。

■タイアップ事業者にしていただくこと

- (1)地元特産品の発送
- (2)送付実績の報告及び商品代の請求（月末締め）

■タイアップ事業者のメリット

- (1)県内外の方にふるさと納税サイト等を通して、事業者名、商品名等がPRされます。
- (2)商品発送時にPRチラシの同封ができ、事業者等商品のPRにつながります。

■募集期間 随時募集

■申し込み方法

政策企画課・総合支所に備え付けの用紙でお申し込みください。募集要領、申込書は、町ホームページにも掲載しています。締め切り後、審査を行い、申し込みの承認の可否を書類にてお伝えします。

■問い合わせ

政策企画課 地域振興班 ☎ 0820 (74) 1007